

愛媛大学学術支援センター元素分析取扱規程

〔平成27年 4月 1日〕
規則第 35号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学学術支援センター（以下「センター」という。）が官公庁、会社等から委託を受けて元素分析を行う場合の取扱いについて定めるものとする。

(元素分析の依頼)

第2条 元素分析を依頼しようとする者は、所定の申込書に試料を添えてセンター長に提出し、承認を得なければならない。

(元素分析料等)

第3条 前条の承認を得た者は、別表に定める元素分析料を前納しなければならない。ただし、センター長が特別の事情があると認めた場合は、経理責任者が指定した期日までに納付することができる。

2 納付された元素分析料は、還付しない。

(元素分析結果の通知)

第4条 センター長は、元素分析が終了したときは、所定の報告書により元素分析結果を委託者に通知するものとする。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 愛媛大学総合科学研究支援センター元素分析取扱規程（平成16年規則188号）は、廃止する。

別表

元素分析料

種類	料金
固体試料	1 試料につき 3,150 円
液体試料	1 試料につき 3,440 円